

静岡県・浜松市政策調整会議設置要綱

1 趣 旨

静岡県と浜松市は、浜松市の政令指定都市移行を契機に一層の県市連携の推進を図るため、県市間の重要事項の総合的な連絡調整を行うことを目的に、静岡県・浜松市政策調整会議(以下「県市政策調整会議」という。)を置く。

2 担 任 事 務

県市政策調整会議は、次の事項を担当する。

- (1) 県市連携が必要な重要事項の協議、調整に関する事
- (2) 県市連携が必要な重要事項の推進に関する事
- (3) その他、県市連携の推進に必要な事項

3 組 織

県市政策調整会議は、静岡県経営管理部自治局長、同企画広報部政策企画局長、浜松市総務部次長及び企画調整部次長をもって組織する。

県市政策調整会議は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

4 会 長 及 び 副 会 長

県市政策調整会議に会長及び副会長を置き、会長には浜松市企画調整部次長、副会長には静岡県経営管理部自治局長をもってそれぞれ充てる。

会長は、県市政策調整会議を主宰し、会議の議長となる。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

5 経 費 負 担

県市政策調整会議の開催等に関わる経費は、静岡県及び浜松市がそれぞれ負担する。

6 庶 務

県市政策調整会議の庶務は、浜松市企画調整部企画課において処理する。

7 補 則

県市政策調整会議が静岡市にも共通する課題を処理する場合には、静岡市のオブザーバーとしての参加を認めることとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 3 月 17 日から施行する。

- 2 静岡県・浜松市政令指定都市連絡会設置要綱は、平成 19 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 20 日から施行する。